

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。